

## 大月町移住促進事業補助金交付要綱

令和 7 年訓令第 44 号

改正 令和 8 年訓令第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大月町補助金交付規則（昭和 43 年規則第 6 規則という。）第 20 条の規定に基づき、大月町移住促進事業補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内転入者 本町に住所を有し、かつ、幡多地域内の事業所へ就職する者（家業含む。）をいう。
- (2) 番多地域内事業所 番多地域内に住所を有する事業所（官公庁を除く。）をいう。

### (申請者)

第 3 条 補助金の申請者となる者（以下「申請者」という。）は、幡多地域内就職者のうち、次の各号に該当するものとする。

(1) 就業等に関する要件については、次の全てに該当すること。

- ア 番多地域内事業所に、移住促進事業補助金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
- イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。ただし、事業所が幡多地域内で事業を開始するまでの間に幡多地域内以外で研修等を行う場合は、幡多地域内へ就業した時点で新規の雇用としてみなすものとする。
- ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいた就業であること。
- エ 就職先が幡多地域内であること（家業も含む）。

(2) 移住等に関する要件については、次の全てに該当すること。

- ア 令和 7 年 9 月 1 日以降に幡多郡外から大月町へ転入したこと。
- イ 移住促進事業補助金申請時において、転入後 1 年以内であること。ただし、前号イのただし書の場合を除く。
- ウ 大月町に、移住促進事業補助金申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他、全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- イ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 大月町移住支援金、大月町結婚新生活支援事業等の対象となっていないこと。
- エ 転出元の市町村税の滞納がないこと。
- オ その他町長が申請者として不適当と認めた者でないこと。

2 移住促進事業補助金は、就職のため居住地から本町までの引越しに要する費用（以下「引越費用」）を補助する。

(対象者)

第4条 補助金の対象者となる者は、申請者の世帯に属する34歳以下の者（出産予定の子どもも含む。）で、転出元の市町村税の滞納がない者とする。

(補助金額)

第5条 対象者1人あたり100,000円を補助する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住促進事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し交付の決定を適當と認めるとときは、移住促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、次の各号に該当することが判明したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を移住促進事業補助金返還請求書（様式3号）により期限を定めて請求するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還が相当と認めたとき

(情報の開示)

第9条 補助申請者に関して、大月町情報公開条例（平成14年条例第16号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。